

野村グループ タックス・ポリシー

1. 税務コンプライアンス

野村グループは、ビジネスを展開している各国において誠実かつ公正な税務業務を遂行することを基本理念とし、各国の税法および租税条約等を正しく理解し、これを遵守することで、適切な申告および納税を行います。また、野村グループは、事業目的や経済実態と乖離する形で、租税を回避したり所得を移転することだけを目的とした取引を行いません。

2. 税金費用の適正化

野村グループは、租税条約の利用に基づく二重課税の排除や優遇税制の適切な活用により、事業活動に関連して生じるグループの税金費用を適正に管理することを目指します。

3. 移転価格税制

野村グループは、国外関連者との取引については、OECD 移転価格ガイドラインに基づいて独立企業間原則に従って算定された価格による取引を行います。また、野村グループは意図的にタックス・ヘイブンに所得を移転する取引は行いません。

4. 税務当局との関係維持

野村グループは、各国税務当局と建設的な対話を通して健全な関係を構築するように努めます。

2018年7月25日制定